

## ◎議 事 日 程 (第 1 号)

平成18年 4 月 13 日 (木曜日) 午後 2 時 00 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 市長招集あいさつ  
日程第 4 議案第 42 号 愛西市税条例の一部改正について  
日程第 5 議案第 43 号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 6 議案第 44 号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
日程第 7 議案第 45 号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
日程第 8 議案第 46 号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について  
日程第 9 委員会付託の省略について  
日程第 10 議案第 42 号 愛西市税条例の一部改正について  
日程第 11 議案第 43 号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 12 議案第 44 号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
日程第 13 議案第 45 号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
日程第 14 議案第 46 号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

---

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## ◎出 席 議 員 (54名)

1 番	日 永 貴 章 君	2 番	築 地 一 貴 君
3 番	吉 川 三 津 子 君	4 番	榎 本 雅 夫 君
5 番	岩 間 泰 彦 君	6 番	田 中 秀 彦 君
7 番	村 上 守 国 君	8 番	岡 本 敏 秋 君
9 番	岩 田 豊 君	10 番	後 藤 嘉 親 君
11 番	田 島 長 生 君	12 番	青 山 治 重 君
13 番	真 野 和 久 君	14 番	鬼 頭 勝 治 君
15 番	杉 野 正 彦 君	16 番	浜 本 七 重 君
17 番	平 野 博 吉 君	18 番	八 木 一 君
19 番	近 藤 健 一 君	20 番	小 沢 照 子 君
22 番	後 藤 和 巳 君	23 番	吉 川 靖 雄 君
24 番	堀 田 清 君	25 番	中 島 義 雄 君
26 番	桜 井 敏 彦 君	27 番	佐 藤 克 典 君
28 番	佐 藤 肇 君	29 番	加 藤 和 之 君

30番	黒田勝一君	31番	大河内通彦君
32番	古江寛昭君	33番	祖父江靖君
34番	飯田正之君	35番	後藤芳徳君
36番	大島功君	37番	大宮吉満君
38番	永井千年君	39番	黒田国昭君
40番	大鹿一夫君	41番	中村文子君
42番	伊藤典之君	43番	大河内克見君
44番	加藤敏彦君	45番	加賀博君
46番	宮本和子君	47番	林輝光君
48番	横井滋一君	49番	石崎たか子君
50番	伊藤米郁君	52番	渡辺治雄君
53番	佐藤勇君	54番	太田芳郎君
57番	金森懿市君	58番	柴田義継君

◎欠 席 議 員 ( 3 名 )

21番	井桁憲雄君	51番	堀田幸比古君
55番	加藤正利君		

◎欠 番 ( 1 名 )

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木忠男君	助 役	山田信行君
教 育 長	青木萬生君	会 計 室 長	杉山政男君
秘 書 室 長	佐藤信男君	総 務 部 長	中野正三君
企 画 部 長	石原光君	教 育 部 長	八木富夫君
経 済 建 設 部 長	篠田義房君	上 下 水 道 部 長	若山富士夫君
市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	藤松岳文君	福 祉 部 長	水谷正君
		佐 屋	
消 防 長	古川一己君	総 合 支 所 長	加賀和彦君
立 田		八 開	
総 合 支 所 長	伊藤忠俊君	総 合 支 所 長	飯田十志博君
佐 織			
総 合 支 所 長	山崎敏次君	資 産 税 課 長	永田和美君
保 險 年 金 課 長	水谷辰也君	市 民 税 課 長	服部静一君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 伊藤辰雄  
書 記 田尾武広

議事課長 服部秀三

---

午後 2 時 00 分 開会

○議長（横井滋一君）

それでは、定刻になりました。

21番・井桁憲雄議員と51番・堀田幸比古議員、55番・加藤正利議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第1回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（横井滋一君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、13番・真野和久議員、14番・鬼頭勝治議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（横井滋一君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、3月23日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（佐藤 勇君）

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会を去る3月23日に委員全員と正・副議長さんの御出席をいただきまして、臨時会の日程について御協議をしていただきました結果、会期は本日1日限りと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りといたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・市長招集あいさつ

○議長（横井滋一君）

次に、日程第3・市長招集あいさつを議題といたします。

○市長（八木忠男君）

一言、開会に当たりましてごあいさつをさせていただきます。

先ほど議長さんからもお話がありましたように、57名の議員の皆さん方では最後となります

臨時議会、新年度に入りまして何かと慌ただしく御多用の中を御出席いただきまして、ありがとうございました。

新年度に入って、いろんな行事もこれから進めていくわけでありまして、各団体の総会なども進められているわけでありまして。

そんな中、一昨日ですか、七宝町長選挙、議会の選挙もあったわけでありまして、いずれも無投票というような結果の報道がなされたわけでありまして。そんな場でも、いろんな関係の皆さんもお話をされておりました。この海部地区においては、今までの関係を一層密にして、連携をとってというお話もあったわけでありまして。愛西市もしかりでございまして、2年目を迎えて、きょう皆さん方に5議案をお願いしております。どうぞ十分な御審議をいただいて、御決定をいただきますようお願いを申し上げ、開会のごあいさつといたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・議案第42号（提案説明・質疑）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第4・議案第42号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

それでは議案第42号：愛西市税条例の一部改正についてをお願いいたします。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成18年、本日提出、市長名でございまして。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正する必要があるからでございまして。よろしくをお願いいたします。

内容につきましては、担当より御説明を申し上げます。

##### ○総務部長（中野正三君）

それでは、1枚おめくりをいただきたいと思っております。

愛西市条例第20号：愛西市税条例の一部を改正する条例をお願い申し上げます。

内容につきましては、お手元に議案第42号資料2番ということで、お手元にあるかと思っておりますので、それにより御説明をさせていただきます。

それでは、まず1ページからでございまして、説明に入ります前に1点お願いを申し上げます。

法の改正によります条項の改正及び字句の訂正等の説明につきましては、省略をさせていただきますので、その点、よろしくをお願いをしたいと思います。主な点を御説明申し上げます。

まず第1条関係でございまして、第24条第2項におきましては、個人市民税の均等割非課税の限度額の引き下げでございまして。これは、加算額を「17万6,000円」より「16万8,000円」に改め、18年度より適用するものでございまして。

続きまして34条の2でございまして、「損害保険料控除」を「地震保険料控除」に改めるものでございまして。支払った地震保険料の2分の1で2万5,000円を限度とするものでございまして。

す。ただし、経過措置として、18年末までに契約した従来の損害保険は1万円を限度として控除をします。20年度より適用でございます。

第34条の3につきましては、個人市民税の所得割の税率の改正で、19年度より一律100分の6に改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第34条の6第1項は、所得税から個人住民税への税源移譲がされることにより、所得税と住民税の人的控除額の差により、住民税の負担増が生じるため創設をされるものでございます。

第1号では、課税所得金額200万円以下の場合、第2号では200万円を超える場合の調整控除規定でございます。これも19年度より適用するものでございます。

一番下の第34条の8第1項は、配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除の税率規定でございます。市民税、県民税の税率改正により、20年度より改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

続きまして第2項及び第3項は、第1項の規定により控除を行っても控除し切れなかった金額の処理規定で、平成20年度より適用するものでございます。

次に第36条の2第1項は、市民税の申告の場合の保険料控除の改正でございます。

第6項は、源泉徴収票を電磁的方法による提出を規定したもので、18年度より適用するものでございます。

第53条の4は、退職所得——分離課税でございますが——に係る所得割の税率を平成19年1月1日より一律100分の6に改めるものでございます。

一番下の第61条第9項は、住宅用地の課税標準額を3分の1にする規定ですが、国の定める文化財等の施設も適用する規定を追加するものでございます。愛西市には該当ございません。

4ページをお願いいたします。

第10項は、小規模住宅用地に対しても同様の規定の追加でございます。

第95条は、たばこ税の税率を平成18年7月1日より1,000本当たり「2,743円」を「3,064円」に改めるものです。

附則第5条第1項は、個人の市民税の所得割非課税の限度額の引き下げでございますが、加算額を「35万円」より「32万円」に改め、18年度より適用するものでございます。

6ページをお願いいたします。

6ページ下段でございますが、附則第7条の3は、所得税から住民税への税額移譲により、所得税率が一部引き下げられたことにより、住宅ローン減税額が所得税より引き切れなくなる場合がございます。この引き切れない額を住民税で控除する規定でございます。20年度より適用いたします。なお、この住民税で引きました分につきましては、愛西市より国へ申請をして、全額補てんがされるものでございます。

7ページをお願いいたします。

附則第8条第2項第1号でございますが、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例で、税率を「100分の1」から「100分の0.9」に改め、平成19年度より適用をするものでございます。

附則第9条第1項は、分離課税の退職所得の所得割税率の改正で、平成19年1月1日より別表税額表を一律100分の6に改めるものでございます。

第2項及び第3項は、別表税額表の廃止による改正でございます。

8ページをお願いいたします。

附則第10条の2第2項は、特定市街化区域農地を転用し、基盤整備を伴って新築された貸家住宅及びその用に供する土地に対する固定資産税の軽減の創設でございますが、土地の固定資産税を3年間、3分の1減額し、貸家住宅の固定資産税を5年間、3分の2減額をするものでございますが、18年1月1日より適用するものでございます。愛西市におきましては、1件の該当がございます。

第3項は特例措置期間の終了による削除でございます。

一番下の第6項におきましては、昭和57年1月1日以前よりある住宅を工事費30万円以上で耐震改修した場合、住宅の固定資産税を一定期間、120平米まで2分の1減額をするものでございます。これは、18年1月1日から適用するものでございます。

9ページをお願いいたします。

附則10条の3第1項は、特例措置期間の終了により削除するものでございます。

附則第11条見出しは、用語の適用年度の延長でございます。第1項第3号及び第4号は、用語に「住宅用地及び商業地等」を加えるものでございます。

一番下の附則第11条の2は、土地の価格下落による課税標準額を修正できる課税年度の延長規定でございます。

10ページをお願いいたします。

附則第12条見出しは、宅地等の固定資産税特例適用年度の延長で、18年度より適用いたします。

第1項は、前年度課税標準額に新年度価格の5%を加えたものを新年度の課税標準額にする規定でございます。

11ページをお願いいたします。

第2項は、課税標準額の上限規定で、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6と規定するものでございます。

第3項は、課税標準額の下限規定で10分の2とするものでございます。

第4項は、住宅用地の課税標準額が新年度価格の0.8以上の場合は据え置く規定でございます。

第5項は、第4項と同様に商業地等の場合は課税標準額が0.6以上0.7以下のものは据え置く規定でございます。

12ページをお願いいたします。

第6項は、商業地等において課税標準額が0.7を超える場合におきましては0.7とする規定でございます。

附則第12条の2は、附則第12条第6項と同一規定のため、削除いたします。

附則第12条の3及び附則第13条は、特例期間の延長でございます。

13ページをお願いいたします。

附則第13条第1項の追加でございますが、地方税法で規定する特例ですが、愛西市では該当ございません。

附則第13条の3は、附則第12条の改正による削除でございます。

附則第14条は、附則第12条の2を削除するものでございます。

附則第15条の2は、特別土地保有税の課税の特例を規定しておりますが、地方税法及び市税条例の改正に伴うものでございます。

14ページをお願いいたします。

中段の附則第16条の2第1項は、たばこ税の特例を規定しておりますが、平成18年7月1日以降については、税率を100本につき「2,977円」を「3,298円」に改め、第2項で旧3級品の紙巻きたばこの税率を同様に「1,412円」を「1,564円」に改めるものでございます。

附則第16条の4第1項は、土地譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例規定の税率改正でございます。

15ページをお願いいたします。

下段の附則第17条第1項、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例で、税率を「100分の3.4」から「100分の3」に改め、19年度より適用するものでございます。

16ページをお願いいたします。

附則第17条の2第1項は、19年度よりの適用でございますが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例で、税率の改正ですが、第1号で2,000万円以下の場合「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、第2号で2,000万円を超える場合におきましては、54万円及び「100分の3.4」を48万円及び「100分の3」に改めるものでございます。

第3項は、適用除外の追加分でございます。

17ページをお願いいたします。

附則17条の3第1項は、19年度よりの適用でございますが、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例で、税率の改正で、6,000万円以下の場合「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、6,000万円を超える場合におきまして、162万円及び「100分の3.4」を144万円及び「100分の3」に改めるものでございます。

附則第18条は、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例で、第1項で税率を「100分の6」から「100分の5.4」に改め、第3項で国に対する譲渡の税率につきまして「100分の6」を「100分の5.4」とする規定を「100分の3.4」を「100分の3」とする規定に改めるものでございます。

18ページをお願いいたします。

附則第19条第1項、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例ですが、税率「100分の3.4」を「100分の3」に改め、第2項及び第3項を第1項に統合した規定でございます。19年度より適用でございます。

19ページをお願いいたします。



19ページ下段の、附則第19条の3は、上場株式等の課税の税率を「100分の2」から「100分の1.8」に改めるもので、19年度より適用するものでございます。

21ページをお願いいたします。

附則第20条の2第1項は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例で、税率を「100分の3.4」から「100分の3」に改め、19年度より適用するものでございます。

22ページをお願いいたします。

附則第20条の4は、新規の規定でございますが、ことしの2月に新しく日英租税条約が結ばれましたことにより、租税条約実施特例法が改正され、投資事業組合等の事業体を通して利子や配当の支払いがある場合におきましては、税率の軽減や免税規定が適用されることになりました。第1項及び第2項は利子に対する規定で、第3項以降は配当に対する規定でございます。施行日は18年4月1日でございますが、適用としてはまだ未決定ということでございます。

23ページをお願いいたします。

23ページ下段でございますが、附則第21条は個人の市民税の負担軽減に係る特例措置の廃止により、19年度より削除するものでございます。

25ページをお願いいたします。

第2条関係ですが、附則第20条の4は、第1条関係で新たに創設をお願いいたしましたが、第1条関係での条文及び税率改正に伴い、このような改正をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（横井滋一君）

それでは、次に議案第42号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

#### ○38番（永井千年君）

ちょっと順番が前後しますけれども、今説明の中で、それぞれの改正についてどのような影響があるかということについての説明がありませんでしたので、影響の多いものから順番に御説明をいただきたいんですが、最初に定率減税の廃止に伴う影響についてであります。実際に今確定しているのは16年分所得に係る数字しか出ないかもしれませんが、確定しておる数字で対象がどのぐらいで、実際の定率減税の廃止による影響はどういうものになるのか。具体的な数字で説明をいただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、地震保険料控除の創設に係ることではありますが、損害保険料控除が、経過措置はありますけれども、なくなることによる、従来の損害保険料控除の対象の人数ですね。その金額と、今度地震保険料控除制度を創設する場合に、実際にどのぐらいの対象になるのか。国の場合は、国会の議論の中で、損害保険料控除をなくすることによる増税が99億円です。地震保険料控除を創設することによる増収分は87億円という、国全体の数字が出ていますが、愛西市の場合はどういう数字になるのか、教えていただきたいと思っております。

それから、税率のフラット化の話なんです。これは基本的に私は税率というのは累進をきちんと維持するというのが、方向としてはそういう方向で行うべきだと思います。今回の場合は所得税率とセットで、できるだけ影響がないようにということをやられておりますので、

それでもそれぞれ住民税と所得税では控除金額が違いますので、同じ 200万以下の 5%の移動の場合は、これは所得税率が10%から 5%に下がるわけでありますので、住民税の方が10%になると、控除額によって数字が違ってくると思うんですね。つまり 200万円以下については増税になるということで、だからこそ経過的な、そういうことにならないようにという措置が今度の改正に盛り込まれていると思うんですが、700万を超える方については、そういう措置はないと思うんですが、この 700万を超える対象の方はどのぐらい見えて、影響額はどういう数字になるのかを説明していただきたいというふうに思います。

それから固定資産税の話であります、これも試算した数字をぜひ御説明いただきたいんですが、毎年 5%、これから上がっていくということになりますと、今までの負担調整よりも急カーブを描いて、早く到達をするということになると思いますが、現行の負担調整を行う場合と、今回の改正を行う場合と、それぞれ18年度、19年度、20年度とどのようになっていくのかということについては、多分試算を行っていただいていると思うんですが、試算した数字について説明をいただきたいと思えます。

それから固定資産税の中の耐震改修の促進税制のことなんですが、この改修の工事費が30万円以上で、当該住宅に係る税率の 2分の 1 を減額するということですが、今、国が説明した数字なんかを見ますと、耐震改修の平均が 120万ぐらいだという数字も出ていると思えますが、なかなか影響額について計算するのは難しいかもしれませんが、そうした数字を参考にしてはじいた場合に、どのぐらいの対象があり、減額になるのか、御説明ください。

それからたばこ税の話なんですが、このたばこ税については、与党である公明党が児童手当の拡充を強く求めて、その財源としてこのたばこ税というふうな経過があると思えますが、既に今年度予算、児童手当については市の負担のふえた数字というのは、予算上も出ていると思えますが、今回の市のたばこ税と、それから児童手当の市の負担のふえ方ですね。この数字の関係はどのようなふうになっているのか。両方とも説明をいただきたいと思えます。

以上 5 点について、御説明をいただきたいと思えます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、定率減税の対象でございますが、定率減税におきましては現在の私どもの試算でございますが、17年度税制改正によります18年度の影響でございます。大体人数は 2万 7,300 人だと考えております。金額におきましては、この 2分の 1 につきましては 1億 4,340万を見込んでおります。

それから地震保険料控除の対象人数とか影響額ということでございますが、これは私どもとしては、地震保険だけに特定をした影響額は現時点では算出が不可能かと思えます。といいますのは、今の損害保険、18年末までの 1万円の控除、これは従来からあるものでございますけど、その部分はわかっておりますが、それが果たして 2分の 1、2万 5,000円になったときにどんな影響額になっているかということは、算出は現時点ではできかねるところでございます。

それから税率フラット化の 700万円を超える人数云々でございますが、人数としては、私どもはつかんではおりませんが、ただ試算として、例えば給与収入として 700万の方の場合を試

算した経緯がございます。ここでは、年収 700万で奥様と子供さん2人、そのうち1人は特定扶養という形の計算をいたしました。18年度の税源移譲前におきましては、所得税が33万6,000円で、これが実際には19年度になりますと23万8,500円、9万7,500円の所得税のマイナスになるということでございます。市・県民税におきましては、26万6,000円が36万6,000円になって、10万円の増となるわけですが、今回お願いしております中で調整控除というのがございますが、この調整控除が2,500円になります。10万円から2,500円を引いたもの、つまり9万7,500円、たまたまこの試算したときにおきましてはイコールになるというような試算の仕方をしたものでございます。

そして、固定資産税の現行と改正分でございますが、19年度、20年度への影響額を含めてといますか、18年度以降3年間の影響ということでございますが、18年度の今回の市税条例の改正をお願いしている中で、愛西市としての全体の影響額としては、いろんな場合がありますが、トータルとして2,000万円ほどが増になるという考え方を持っております。ただ、地域地域の土地の所有のところがありますので、全体として個々の対象はしかねる部分があるわけでございます。

それと、耐震改修の対象と影響額ということでございますけど、確かに耐震改修を必要とする戸数というのはわかっておりますが、ただどれだけ耐震改修を行ってみえるかどうかは、私どもとしてはつかんでおりません。ただ、昨日までの時点でございますが、お問い合わせはございます。その時点で、今、市税条例の改正をお願いしておる段階でございますので、いましばらく、お願いができてから、その点の詳しい御説明はしたいということが、数件来ているというふうには聞いております。

そして、たばこ税でございますが、18年の7月1日からでございますが、18年度におきましては私どもとしては歳入として2,214万円を予定しております。19年度1年間に直しますと2,952万円という影響額が出るということは試算では出ております。それぞれ影響額でございます。以上でございます。

### ○38番（永井千年君）

じゃあ逆に聞いていきます。

今のたばこ税の話ですけど、ちょっと質問に答えていただけていないんですが、児童手当の18年度予算でふえた部分、市の負担が。その金額と、このたばこ税がふえた分のプラスマイナスを見たいので質問させていただいたものですから、その点をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

### ○総務部長（中野正三君）

今の御質問でございますけど、児童手当の方での影響額、確かにそんな議論があったように思いますけど、税務畑としては、その点まで私どもとしてはつかんでおりません。

### ○福祉部長（水谷 正君）

先ほどの質問でございますが、どういったふうに影響するかということにはつかんでおりません。以上でございます。

### ○38番（永井千年君）

いいかげんな答弁しないでください。予算はもう通っているんですから、予算上、国の負担するところ、市の負担するところ、全部明確になっていると思いますので、その数字をきちっと説明してくださいと言っているわけですよ。例えば18年度で言いますと、児童手当の総額が5億2,205万円という数字が出ていますでしょう。そのうちで、国が幾ら負担して、県が幾ら負担して、市が幾ら負担したかという数字が出ておりますし、17年度についてもその数字はわかるはずですので、その差額、要するに市の負担がどれだけふえるのかということを知っているわけですよ。

**○議長（横井滋一君）**

それでは、担当が調べるまで、暫時休憩といたします。

午後2時40分 休憩

午後2時55分 再開

**○議長（横井滋一君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

答弁から願います。

それで、今の福祉部長、まだ調査中でございますので、追ってまたそれについては時間がかかりますから、永井議員、ちょっとお待ちください。

**○38番（永井千年君）**

じゃあ先に進みます。

固定資産税についてであります、2,000万円の影響という話ですが、従来の負担調整でいくとどれだけふえるのか。それにプラス2,000万という形になると思うんですが、だから、そのふえ方の比率はどういうふうになっているんでしょうか。ちょっと2,000万だけ聞くと、従来の負担調整の金額がわからないものですから、どういう比率でこれからふえていくのかということがちょっとわかりにくい面がありますので、説明いただきたいと思います。

それから、定率減税の話でありますけれども、これは先ほど700万超のところでは話がありましたけれども、このように定率減税の対象が2万7,300円ということになりますと、これは1人当たりというんですか、この定率減税の場合の標準的な夫婦・子供2人で、例えば1人が特定扶養の方の場合については、今御報告いただきました2分の1で1億4,340万という数字については、標準世帯ではどういう数字になるのか。そういうふうに説明していただいた方がわかりやすいと思いますので、御説明をいただきたいと思います。

それから、ちょっと私、よくわからないんですけれども、700万を超えるという場合については、13%から10%に下がると。一方で所得税が3%上がるということで、当然のことながら差額があると思うんですが、所得税の方が控除額がたくさんありますので、所得税の方の計算と市民税の方の3%が減る計算との間には差額が生じるんじゃないかと思うんですが、今度の税条例では700万円超の部分についてはそれが無いというふうに私理解しているんですけど、ちょっと今説明を受けてもわかりにくかったですから、再度説明をいただきたい。もし間違っておったら、間違っておったと言っていたらいいんですけど、ちょっと説明いただきたいと思います。

○総務部長（中野正三君）

固定資産の方につきましては、資産税課長より答えさせていただきます。

○資産税課長（永田和美君）

それでは、予算当時の通常年の計算でいきますと 550万円ほどの増という計算になってくるわけでございます。なお、この算定につきましては、負担調整率といたしまして、全体の平均ということで 0.004で、それを下表のトータルの金額に掛けまして、それを税率 1.4%掛けた形で計算したわけでございます。予算ベースでは、改正前になります。550万円相当額ということでございます。よろしく申し上げます。

○38番（永井千年君）

そうしますと、2,000万の影響ということですから、今度の改正によって 550万が 2,550万になるという意味合いでしょうか。

○資産税課長（永田和美君）

なると考えております。

○総務部長（中野正三君）

先ほどの税率の改正に伴います関係でございますが、今私どもが答えられますのは 700万の収入でもって試算したものを先ほど申し上げました。ここで調整控除という形を私が申し上げたかと思いますが、この概要の2ページの第34条の6の第1項のところ、課税所得の 200万以下と 200万を超える場合という形で算式がございます。この算式が実は調整控除という形で、所得税と住民税との、所得税が減って住民税がふえると。その中でも、多少のアンバランスな面が出るものですから、人的控除差といいますか、控除額の差によって生じるものですから、そこの調整をこの第34条の6でもって定めているというふうなことでございます。ですから、先ほど 700万の収入で例を申し上げましたが、これはたまたま調整額を持っていけば 9万 7,500円の増減でプラスマイナスがゼロという形が出ましたけど、多少所得の内容、人員によっては前後する場合がありますかと思いますが、現時点ではそのようなところでございます。

○38番（永井千年君）

税率の問題は、ここで言っているのは収入ではなくて、課税総所得金額ということでありまして、700万超についてもこれは課税総所得金額ということで私は聞いているつもりなんですけど、先ほどから総収入というような説明がありますので、モデルとなったものがね。そこにちょっと聞いていることとの誤差があるかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

今のモデルのところでお話を申し上げますと、実は所得税の方におきましては、この場合、私どもとしては課税所得というものは 333万と住民税が 366万と。この差が33万ですか。この差 333万と 366万の課税所得の差を今の 2,500円の調整額が出てくるということでございます。確かに私、収入は 700万でございますが、課税でいきますと今のような額で試算をしたものがイコールになると。調整控除を含めてイコールになるというような試算をしたものでございます。

○38番（永井千年君）

それで、ここの2ページのところを幾ら読んでも、ふえる場合、増税する場合、増税となるので調整をするということだと思うんですが、先ほどから僕が何度も繰り返し言っているのは、700万超については合計が13%から10%に減税となる場合について、所得税も含めてどういう影響があるかというふうに考えた場合に、人的控除の差が出てくるものですから、その差の分だけ減税となると。700万超の人については。それはここでは調整するというふうになっていないと思うんですけれども、違うんでしょうか。増税になる人については調整されておるけど。

**○総務部長（中野正三君）**

私どもが承知をしておりますのは、ここの計算式の中をごらんいただきますと、1号、2号とも5万円というのがございます。これが基礎的なことでございますが、ここがある場合におきましては、試算をしておりますので、端的な額が幾らになるというようなことは申し上げられません。700万の方にも700万を超える方にも最低2,500円のマイナスの影響額が出てくるというふうに考えておるものでございます。

**○38番（永井千年君）**

なかなか理解していただけないようで、僕は所得税についての計算もあわせてどうだというふうに聞いているんですけど、どうも今の説明はそのようになっていないようですので、改めて、きょうこの問答をやっておりますと非常に長くなりますので、本当はきちっとした影響金額について聞きたいんですが、この点については改めてまた教えていただきたいというふうに思います。

それから定率減税について、モデルケースでの説明がありませんでしたので、説明いただけるでしょうか。

**○市民税課長（服部静一君）**

先ほど部長が給与収入の700万円というモデルで申しておりました関係でございますけど、これにつきまして定率減税につきましては所得税、税源移譲前につきましては3万3,600円ということになります。そして、19年については定率減税はなくなるということでゼロということで、住民税につきましては税源移譲前の平成18年度ベースで換算しますと、1万9,950円の定率減税があるということになります。以上です。

**○38番（永井千年君）**

これもちょっと私の説明が悪いからかもしれませんけれども、700万のことを聞いているのではなくて、例えば標準的な収入のあるところ、モデルケースというのは524万という数字なんかも出ていますと思いますけれども、そういったケースの場合で、平均的にどのぐらい負担となるのかということを知りたいわけですよ。700万のことを知りたいわけじゃないんです。

700万というのは平均じゃありませんから。

**○総務部長（中野正三君）**

申しわけございませんが、今永井議員が御質問のランクのものの試算はしてございませんので、よろしく願いいたします。

**○38番（永井千年君）**

あとのことについては、後ほど終わってから詳しく聞きたいと思いますので、以上で終了し

たいと思います。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

それじゃあ永井議員、あと福祉部長は時間がかかるようでございますので、終わった後の全協の時間までになるかもしれませんが、答弁はよろしいですか、それで。

○38番（永井千年君）

はい。

○議長（横井滋一君）

それでは、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第43号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第5・議案第43号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

続いてお願いします。議案第43号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正する必要があるからでございます。よろしく願いをいたします。

内容につきましては、担当より御説明を申し上げます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

お許しをいただきましたので、それでは愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

お手元の方に新旧対照表が参っておりますが、一番最後のページに概要が載っております。それに基づきまして御説明を申し上げたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、今回の改正におきまして、第2条第3項、それから第13条におきまして、限度額の改正をお願いするわけでございます。介護納付金の限度額の「8万円」でございましたものを「9万円」と、それぞれ13条の方もそうとなっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それで、この影響額というお話もございましたが、この改正によりまして、現段階で算出できますのは14世帯、税額で申し上げますと36万円ほどの影響があるものと思っております。

次に附則第5項、第6項、第7項、第8項、第9項でございますが、これは公的年金控除に係る激変緩和措置が読みかえ規定の追加がされたものでございます。これは、それぞれ前の第2条、第13条と同じく、施行は平成18年4月1日となっておりますが、この附則第5項から9

項までの影響は、対象者は現在公的年金を受けてみえる方は1万 1,625人あるわけですが、この激変緩和措置、計算をいたしました、個々にはしてございません。大まかでございますが、おおよそ 2,300万円ほどの影響があるものと思っております。

続きまして、附則第10項、11項から17項まででございますが、これにつきましては横ずれとか条文の整理となっております。税の方には影響がないものと思っております。先ほどの10項から17項でございますが、施行年月日が平成19年4月1日からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

附則第18項、附則第19項につきましては、先ほど御説明がありましたように、日英租税条約の適用に伴う措置でございます。愛西市におきましては、英国の方が2名おいでになりまして、調査をいたしました、現段階では税については影響がないと思っております。

以上、甚だ簡単でございますが、御説明とさせていただきたいと思っております。

**○議長（横井滋一君）**

次に議案第43号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

**○46番（宮本和子君）**

今、介護保険納付金課税額について、14世帯36万円の影響だということですが、8万円から9万円に引き上げる理由については、何か具体的にはあるのでしょうか。そこら辺を教えてくださいたいと思っております。

そして、今回の公的年金の所得に対する減額の特例が18年度、19年度であるんですが、実質値上げということになります。今影響する年金者、1万 1,624人で、影響額は 2,300万円という話ですが、大体1人平均どのぐらいの値上げになるのか、その点をお聞かせ願いたいと思っております。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

先ほどの1万円の値上げの関係でございますが、これにつきましては介護サービス利用料の増加に伴い、限度額を1万円引き上げるものと聞いております。

また、次の公的年金の関係でございますが、1万 1,625ということでございます。しかし、非常に大ざっぱな金額でございます。今の時点でできる形で計算をして影響額を算出したしておりますので、1人当たり、課長から答えさせますので、しばらくお待ちください。

**○保険年金課長（水谷辰也君）**

年金の1人当たりの影響額というお尋ねでございます。正直申し上げまして、皆さん方、年金を受給されておる金額はまちまちでございますので、単純に割り算をしていいものか、今ちょっと迷ってはおりますけれども、先ほど部長から申し上げました1万 1,625人の方というのは、1円以上の年金をもらってみえる方の総数でございます。これを単純に正しいかどうか確認はありませんが、先ほど申し上げました税の影響額をこの1万 1,625人で割りますと、1人当たり 1,879円という数字が、数字としては一応出てまいります。以上です。

**○46番（宮本和子君）**

そういう点では、ちょっと質問の中身があれでしたけれども、最高に値上げになるという方



はわかりますか。最高額というのはわかるんですか。

**○保険年金課長（水谷辰也君）**

これも、国保に加入しておみえになる方の中の年金をもらってみえる方の中で最高額の方は幾らかということ、私、今現在承知をしておりません。ですが、単純に申し上げますと、今回の公的年金の改正によりまして、影響の出る最大値というのは20万円というふうに踏んでおります。したがって、この20万円というのが所得ベースの金額になってまいりまして、影響が出てくるのが5.5%という所得割の率を掛けた数字ということで、1万1,000円というのが最大限の数字ではなかろうかなと。今回の年金の控除の影響額であろうというふうに思っております。

**○46番（宮本和子君）**

そういう点では、本当に国保税の負担増というのを、やはりもう少し高齢者の現状も含めてですけれども、明らかにして、保険税の減免措置をとるべきだと私は考えますが、その点の見解はいかがでしょうか。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

減免の関係の御質問でございますが、現段階では従前からお答えしておるとおり、現行の減免制度で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○46番（宮本和子君）**

そういう点では、保険税が払いたくても払えない人がふえて、滞納がふえる状況というのは出てくると思うんですね。そういう点では、ぜひ減免制度を、津島でもやっておりますので、参考にしながら、ぜひしていただきたいと思ひますが、その点はいかがでしょう。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

何度もお答えいたしておりますが、佐屋の例も参考にしながら、今の減免制度を考え、また実施をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○38番（永井千年君）**

附則の8項、9項について、もう少しわかりやすく説明をしていただきたいんですが、この影響額の2,300万という話ですが、今度の改正を行わないと幾らふえるのか、増税となるのか。それが、今度改正を行うことによって18年度は幾ら、それを下げることができるのか、19年度は幾ら下げることができるかという、そうした計算の合わせたものが2,300万円だということなのか、その影響額と言われるだけでは計算の仕方がわかりませんので、もう一度わかりやすく説明してください。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

附則8項、9項でございますが、公的年金控除に係る激変緩和措置がとられたものでございまして、従来140万円までの控除が120万円に下がるために、差額の20万円を段階的に緩和するためのものでございます。そのようなことがございまして、先ほど申し上げましたように、第6項から9項までをあわせてそのような影響があると申し上げたわけでございます。それぞれの項において、この影響額を計算しておりませんので、よろしくお願ひをしたいと思います。

**○38番（永井千年君）**

よくわからない説明でしたけれども、この要するに13万と7万という数字を引かない場合に、幾らの数字というのは出ているでしょう。出ているから2,300万という数字も出ているんだろうと思いますけど、じゃあこの2,300万というというのは一体全体どういう数字なんだということが、今の説明だとますますわからなくなりましたので、もう一度説明をきちっとしてください。

#### ○保険年金課長（水谷辰也君）

それでは、私の方から数字的なことについての御説明をさせていただきます。

先ほど部長の方からトータルベースで2,300万円の影響が出るということでございまして、その内訳をということでございます。

まずこの2,300万円をはじきましたベースでございまして、もとでございまして、基本的に18年の2月の状況でもって世帯、人数、それから所得等々、18年2月現在の数値でもってはいじっております。当然、現行の税率、現行の制度でもってはいじった数字をもとにしまして、今回の18年度分の改正予定内容、すなわち先ほど介護保険の1万円の引き上げは当然でございまして、年金の特別控除につきましては、段階措置がとられておりますので、当然18年度分の段階的にとられる数値で試算をしております。それに基づきまして、医療分でございまして、所得割につきまして約2,200万弱の増という税額の影響額になっております。

それ以外の要素、先ほどこれに伴いまして当然限度額オーバー、あるいは6割・4割軽減の関係の数字が当然変わってまいります。軽減分につきましての影響は200万円ほどの減という形になります。逆に限度額オーバーにつきましては、60万ほどの増になっております。

こういった三つの要素、税の控除の影響による増分と限度額による増分、それから軽減による減分、この三つの要素を合わせまして、トータルベースで2,300万円の増となっておりますということでございまして、よろしく申し上げます。

#### ○38番（永井千年君）

それだけではわからないので、今度の改正を行わなかった場合の数字はどうかということを知っているんですね。それをベースにした場合に、今度の改正をやると18年度については今の話で2,300万と。19年度についてはどういう数字になるのかという試算を行っていただきたいという趣旨の説明をしたつもりなんです。

#### ○保険年金課長（水谷辰也君）

申しわけございません。先ほど前提で申し上げましたとおり、基本的に18年度の賦課がまだできていない状況でございまして、所得が固まっていないというのが大前提に障害としてございまして、やむなく18年の2月ベースという形で試算をいたしております。

さらに技術的なことを言って恐縮でございまして、19年度分の影響につきましては、当然これはシステムをなぶりまして、経過措置の電算上の手直しをしてからでないとい試算ができないという技術的な面もございまして、こういった試算の結果になっておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

#### ○38番（永井千年君）

18年度は出ないんですか。18年度の13万という特別控除をしない場合、幾らふえるのか、増

税となるのかと。それに対して 2,300万緩和されるというふうに説明していただかないと、もとの数字がわからないものですからちょっとわかりにくいんですね。それをしつこいようですが、もう一度お願いいたします。

**○保険年金課長（水谷辰也君）**

本算定ベースでそういった試算を、今回手元の資料として用意してございませんので、まことに申しわけございませんが、お許しをいただきたいと思っております。

**○議長（横井滋一君）**

ほかよろしいですか。

[発言する者なし]

なければ、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第6・議案第44号（提案説明・質疑）**

**○議長（横井滋一君）**

次に、日程第6・議案第44号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市長（八木忠男君）**

議案第44号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、この案を提出するのは、愛西市農業集落排水事業により八開南部地区排水処理施設を平成18年度に供用開始するのに伴い、改正する必要があるからであります。

内容は、担当より説明申し上げます。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

愛西市条例第22号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

はねていただきまして、一番最後の方に資料ということで、新旧対照表がついておろうかと思っておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

それで左側の方に改正後ということで書かれておりますが、上から3段目の方で名称ということで、八開南部地区排水処理施設と、それから処理区域、元赤目・立石・下大牧・塩田（集落排水指定地域）ということになっています。それから汚水処理施設の名称及び位置でございますが、八開南部地区処理場ということで、愛西市下大牧町稲香66番地2ということでございます。

なお、戻っていただきますと、附則として、この条例は平成18年5月1日から施行するということでございます。

なお、この提案につきましては、今回、この処理施設等の準備が整いましたので、提案をさ

せていただくものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、議案第44号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

○38番（永井千年君）

12月議会で鶴戸東八反と森川についての条例改正が行われて、料金の設定も行われましたけれども、今度の八開の場合については、特に別表2の方の合併前の八開村農業集落排水施設使用料というふうに書いてあるだけで、立田地区と違ひまして、個々の処理場について幾らの料金を定めるかということについて、定めがないんですね。

そこでお尋ねをしますが、本条例の合併前の八開村とか合併前の立田村だとか、こういう表現は極めてわかりにくく、誤解を生む表現であると思うんですね。ですから、この際、今これから供用開始されるのは合併前の処理施設ではありませんから、合併後に供用開始した処理施設ですので、このような合併前の処理施設使用料という表現をそのまま用いますと、これは非常に文章として正確な理解が行われぬ可能性がありますので、ぜひ僕はこの際、本条例の別表2について、合併前の佐屋町だとか合併前の佐織町という表現がすべてありますので、ただ八開を除くところについてはそれぞれの地区の料金設定がきちんとされていますので、表現としては僕は合併前のという表現はあまり正確でないと思うんですが、八開の場合はそういう地区ごとの料金設定がありませんので、誤解を生む可能性が極めて高くなると思います。ぜひこれは、八開では集落排水の利用料金をめぐって裁判という話も行われているわけですので、そういう誤解を生むようなやり方は、やっぱりきちっと正確なものにぜひ変えていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○上下水道部長（若山富士夫君）

これは実は合併協議のときに、文言で「合併前」ということで、それを使いましょうというような流れでこのまま実は来ておったわけございまして、確かに議員おっしゃるように、誤解を招きやすい文言があるという点も否定できないこともあるかなと思いますので、一度よく勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○38番（永井千年君）

ぜひこれは検討していただいて、合併前という言葉全体を削除して、八開地区だとか、立田地区だとか、佐屋地区だとか、そういう表現の方が正確だと思いますので、ぜひ一度検討ください。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第45号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第7・議案第45号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市長（八木忠男君）**

議案第45号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛西市条例第145号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長名であります。

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、改正する必要があるからであります。

内容は、担当より説明申し上げます。

**○消防長（古川一己君）**

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての条例についての説明をさせていただきます。

それでは説明に当たりまして、議案第45号の資料に基づいて御説明をさせていただきますので、資料をごらんいただきたいと思います。この新旧対照表の部分でございます。

なお、今回の条例の改正の主なものでございます。補償基礎額と、また後ほど出てきます介護補償の関係の改正でございます。

まず補償基礎額の部分、第5条関係でございますけれども、これにつきましてはこの資料の一番裏の部分を見てくださいと思います。別表の改正でございます。この補償基礎額と申しますのは、俗に言う日当に相当する部分でございます。療養補償、介護補償を除く補償のもととなる部分でございます。この別表第1につきましては、消防団員に関する部分の規定でございます。階級また勤続年数に応じてそれぞれ補償基礎額を定めておりまして、この定め方につきましては、国家公務員の公安職俸給表、在職10年の警察官相当額というのをまず最低の補償基礎額と定めております。その部分が部長、班長、団員で、10年未満の部分でございます。それで、団長及び副団長20年以上の部分でございますけれども、最高額をその警察官で言いますと警視相当額として定めておりまして、今回、国家公務員の給与法が改正されまして、それに伴うこの条例の補償基礎額の改正でございます。

なお、今回の改正につきましては、最高額の団長、副団長20年以上という部分の改正はございません。

それでは、前の方へ戻っていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

第5条2項の2号でございますけれども、2号につきましては民間協力者に関する基礎額を定めた部分でございます。これにつきましては現行が最低9,000円から1万4,200円でございますけれども、今回の改正で8,800円から1万4,200円。この8,800円につきましては、先ほど別表の方でごらんいただきました10年未満の団員相当額ということで一つ示されておりますので、今回もこの8,800円の改正として数字を改正するものでございます。

続きまして5条の3項でございます。3項につきましては、扶養加算の部分でございます。

はねていただきまして、2ページの部分で第1号に該当する扶養親族については現行「450

円」と規定しております。これにつきましても、国家公務員の給与法、こちらの職員の給与条例もそうでございますように、配偶者の扶養手当1万3,500円が1万3,000円に改正されております。これを日額で示しておりますので、当然これを30で割っていただきますとこのような減額「433円」の改正をお願いするものでございます。

続きまして、第9条の2の部分でございます。ここは介護補償の関係でございます。

まず2項の第1号でございます。この1号部分につきましては、介護士、またホームヘルパー等の他人介護で、常時介護を必要とされる方への補償額でございます。これにつきまして「10万4,970円」から「10万4,590円」に改正をお願いするものでございます。

なお、2号につきましては、常時介護をする必要のある場合、受ける場合の家族、または親族等によって介護を受ける場合を規定しております。これにつきまして「5万6,950円」から「5万6,710円」、これは月額の設定額補償でございます。

なお、3号、4号につきましては、随時介護を要する場合の補償を規定してありまして、それぞれ常時介護を要する場合の補償額の2分の1として規定しておりますので、このような数値への改正をお願いするものでございます。

なお、今回の改正につきましては、公布の日から施行ということで取り扱わせていただきますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

#### ○議長（横井滋一君）

それでは、議案第45号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

#### ○13番（真野和久君）

1点だけお尋ねします。

今回の補償基礎額に関して、最低で8,800円から最高が1万4,200円という形で、最高部分は今回変わらない。それぞれの基礎額を見ても、これは一律的に減額になっているわけではないんですが、そのあたりはどういう形でこの金額が決められてきたのかということについて説明をお願いします。

#### ○消防長（古川一己君）

ただいまの御質問でございますけれども、この別表の部分でございますね。まず最高と最低というのは先ほど御説明させていただきました公安職給料表適用の10年の警察官相当額というのが最低。最高につきましては、警視相当額ということでございまして、その中の、これはよく見ていただきますと差が一律、同率でございます。例えば10年未満のところを見ていただきますと、すべて1,800円の差になっております。それをまた横に見ていただきますと900円の差で、一律の差になっておりますので、これはすべて公安職給料表、それぞれ非常に何号給というのを幅広く、細かく定めておりますけれども、この補償基礎額の部分については、現在はそのような同率の差を持った改定の額の決定方法と私は認識しております。以上でございます。

#### ○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第46号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第8・議案第46号：消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第46号：消防ポンプ自動車購入契約の締結について。

下記のとおり消防ポンプ自動車購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年愛西市条例第49号）第3条の規定により、議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 契約の目的、消防ポンプ自動車（2台）購入契約。2. 契約の方法、指名競争入札による契約。3. 契約金額、金 3,717万円。4. 契約の相手方、名古屋市中区栄5丁目1番35号、株式会社モリタ名古屋支店、代表者名、中川龍太郎。5. 納入期限、平成18年8月22日。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、消防ポンプ自動車（2台）購入のため必要があるからでございます。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

○消防長（古川一己君）

本日、契約の議決をお願いいたします導入予定の消防ポンプ自動車でございますけれども、その規格等について少し御説明させていただきます。

なお、今回予定しております消防ポンプ自動車につきましては、皆様方の資料の中にございますように、まず資料の写真を見ていただきたいと思います。

まず、おやっと思われるのは、このサイレン等の突起物がすべて一体化となって収納されているのが一つの特徴でございます。それと、すべての収納ボックスをオールアルミシャッター式を予定しております。今、この写真では放口等が見えますけれども、これもすべて走行時には扉がおりて、すべてフラット化された車両でございます。

それと、中ほどの左の部分の写真でございますけれども、これにつきましては空気呼吸器、災害、火災現場で常に装備する空気呼吸器でございますけれども、出動途上に装着するという事を考えておりました、その空気呼吸器取り付け部分が、よく見ていただきますと後ろの席と荷台の間まで張り出しております。そこで呼吸器を取りつけて、容易に室内で装着することができるように考えております。

それと、その右の部分でございますけれども、これにつきましても室内をいかに広くとって、そのような装着等が容易にできるようにするかということで、通常車両より20センチの室内高を高く計画しております。

下の写真の左側につきましては、吸管的部分でございます。吸管を、現在の使用しております車両につきましては外で渦巻き状に巻いて収納してございますけれども、これは室内への巻き取りという、必要な部分だけ吸管が取り出せるというような装置を予定しております。

その右側、ホース管につきましても、一人で容易におろせるといいますか、そういうような昇降装置をつけたものを予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

**○議長（横井滋一君）**

それでは、議案第46号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

**○38番（永井千年君）**

この契約については、予算額が3,960万という数字だと思うんですが、これは税抜きで計算しますと3,771万4,286円という数字になりますが、この入札価格を見てみますと、一番高い数字は税抜き予算の127.27%で入れておりますし、あと102.67とか、100.49とか、あるいは101.55とか、公表されているはずの予算金額を入札金額が上回っているというところが4社あるわけなんですね。この中の日本機械工業でも辛うじて98.64%ということで、予算額を少し下回っておりますが、しかし愛西市の場合に歩切りのようなものをいつも行っておりますので、今回の場合は、3%の予算額に対して97%が予定価格というふうになっています。

当然のことながら、これらの業者については予算というのは公表されておりますので、最初から予算額を上回る入札を入れるということは、全然落とす気がないという形になると思うんですよね。極めてそういう点で私は不自然な入札の状況ではないかというふうに思いますが、まず1点、こういう価格を入れてくる状態について、どのような認識をされているのか、教えていただきたいというのが1点であります。

それから、そもそも予定価格、予算の積算と同じかもしれませんが、今具体的な説明がありましたように、土台になる車はどこの車を使うのか。三菱なのかトヨタなのか、それぞれ今6点ぐらいですか、各装備について説明がありましたが、それぞれについてどのぐらいの金額になるのかということについて、一つ一つ積算見積もりというか、そういうものをとられて行われているのか。こういうことについて専門的な知識を持った方が市において、正確な積算が行われればいいんですけども、多分そういうことでないような気もするんですが、それぞれ相見積もりか何かを2社か3社とってみて、それぞれ金額について積算をして、さらに工事費についてどのぐらい上乗せするんだとか、諸費用をどのぐらい上乗せするとか、そういう計算のやり方があるだろうと思いますが、建設工事の場合は非常に幅広く、そのあたりについてもいろんな資料も出ておまして、積算について我々も知る機会があると思いますが、こうした消防ポンプのようなものについては、どのような形で予算の積算が行われているのか、ちょっと御説明をいただけないでしょうか。

**○消防長（古川一己君）**

まず最初の御質問でございます、予算額より高い入札価格ということでございますけれども、それにつきましては、当然予算というのは公表がなされております。それに基づいて業者の方



が入札に参加するわけでございますけれども、その業者がなぜその予算額より高い金額で入れ札をしたのかということにつきましては、私ども、また業者が予算を確認している、していないというのは、私どもも把握してございませんので、その分、御了解願いたいと思います。

それと、予算の積算方式ということで一括でまとめてお答えさせていただきます。

先ほど議員おっしゃいましたように、それぞれこの積算基礎というものがあるんじゃないかということでございます。当然それは私ども一つずつの部品等の積算も持っております。また、今回、16年度に私どもの方で整備させていただきましたポンプ車がございます。まずそれを一つのベースとして考えておまして、そのポンプ車が緊急消防援助隊仕様でございました。今回、その緊急消防援助隊の登録というのは不可能でございますので、その中から16年度の整備させていただいたものから緊急消防援助隊に該当する4WDとか、そういう条件が付きましてけれども、その部分を引かせていただきました。

なおかつ、これから若い私どもの職員が15年以上使用していくのに、今のスタイル、先ほど申しました赤色灯等が現行のとおり、また今改良されて一体化されたものもございます。そのような部分を入れると、プラスどれぐらいになるかということも全部とってやっております。それに基づいた積算ですべての予算等を計上させていただいておりますので、ですから一般の建設設計委託とか、そのようなことはしておりません。議員おっしゃいましたように、また消防会というのが各消防本部、近々にそのような車両を整備したところという情報交換も非常に多く行っておりますので、そのような積算の中からこのような予算等も計上させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

### ○38番（永井千年君）

今の説明でありますと、従来金額がベースになって、そこから何を引いて何を付け加えるかということで出ているようではありますが、そうしますと、結局専門的にこちらの方が各設備についてよくわからないということになりますので、このベースについて検討するということがなくて、新しい装置だけ見積もりなどをとって、どの金額がいいかということをそれにプラスしたりマイナスしたりしているというふうな理解でよろしいのでしょうか。

### ○消防長（古川一己君）

このたびは、たまたま近々の16年度に私どもが整備した消防ポンプ自動車、タンク車ではございません。同じポンプ自動車ということで、それをベースとしてこのたびは計上させていただいたということでございます。また新たな、例えば救助工作車等の整備をお願いする場合がございますと、やはり業者等も入れた数社で検討をして、すべてそのような各部の明細も取り寄せた中で検討しております。そのような考え方で現在はやっておりますので、御理解いただきたいと思います。

### ○38番（永井千年君）

そうしますと、既に国の最近では防衛施設庁などについて、一つ一つとってみるとめちゃくちゃ高い金額で予定価格が設定されているという、談合の話と絡んで出てきているわけですが、こういう消防自動車などの特殊なものについても、やはり発注する側が各単位で専門的な知識がなければ、お互いに各消防署などでその中身について検討できるように、本当にこ

れが高くないのかどうか、きっちりした検討を行う上では、どうしてもそういう勉強も重ねて、専門的な知識も身につけていただく必要があると思いますが、その点の認識というのはどのように思ってみえるのでしょうか。

**○消防長（古川一己君）**

お答えさせていただきます。

現在、私どももこのような消防車両等の設計仕様づくりには、ほぼその現場、警備の者数名ということでスタッフを組ませて、いろんな分野から検討してこのような設計仕様を作成させていただいております。また、その者たちも、各消防署へ出かけていろんな意見もお聞きし、一番よりよい、これから数十年、20年弱使用に耐え得るということで、また先ほど議員の御質問にありましたように、それじゃあ適正価格とはということで、すべて国等の補助で整備したものは部品等も公表されております。そのような資料もすべて交換しておりますので、そのような価格等についても適正、またいろんな部品、資材等、そのものの素材等でも異なりますけれども、やはり一番適切に使えるもの、適正価格ということで計上させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○16番（浜本七重君）**

少しお聞きします。

このNO<sub>x</sub>法で買いかえるということですがけれども、部品の取りかえなんかは考えられなかったのでしょうか。こういうことは特殊車両だから難しいとか、そういうことはあるのでしょうか、お伺いします。

**○消防長（古川一己君）**

今議員の御質問のとおりでございます。私どももNO<sub>x</sub>法というのをよく勉強させていただきました。それで、この17年度には資材搬送車という車両は触媒をつけてNO<sub>x</sub>法の対応をさせていただきました。ただ、今回お願いする車両につきましては、そのような装置がつけることができませんので、また耐用年数、使用年数も18年たっておりますので、今回更新をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。

**○16番（浜本七重君）**

じゃあこの2台の更新後、NO<sub>x</sub>法の関係でまだ取りかえる必要がある車は何台ぐらいあるのでしょうか、それともないのでしょうか。

**○消防長（古川一己君）**

あとNO<sub>x</sub>法イコール私どもの使用年数が合致した車が、はしご車でございます。これが20年という経過、NO<sub>x</sub>法の特例もありまして20年でございますけれども、そのはしご車の使用年数も20年と定めておりますので、あと1台、そのような車両がございます。

**○16番（浜本七重君）**

あと一つだけ、このポンプ自動車は愛西市で今何台あるのでしょうか。これをひとつお聞きします。

**○消防長（古川一己君）**

私どもの常備消防としては3台、消防団の所有が3台でございます。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて質疑を終結いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

10分間とりまして、4時10分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後4時00分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（横井滋一君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第9 委員会付託の省略について

○議長（横井滋一君）

次に日程第9・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案第42号から議案第46号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第46号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第10・議案第42号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第10・議案第42号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○38番（永井千年君）

それでは、愛西市税条例の一部改正についての反対討論を行います。

今、審議の中でも明らかになりましたが、今度の改正で最大のものは定率減税の廃止であります。2万7,300人の人に影響を与え、2分の1でも1億4,340万、全部廃止されれば2億8,680万と、本当に大きな金額の影響を与えます。

2点目には固定資産税の負担調整の強化という問題であります。この18年度だけでも2,000万を超える大きな金額になります。これも反対の二つ目の理由であります。

そして、たばこ税については、これも増税ということでもありますけれども、これは私は、例えばたばこ規制枠組み条約などの国際条約に明記されています、たばこを継続的かつ実質的に減らす総合的な対策として、その一環としての増税というようなことではなくて、今回の増税

については非常に党略的な影の強いものにもなっています。

この大きく、定率減税と固定資産税の増税と、たばこの増税については反対でありますので、本条例、その他いろいろありますけれども、主なものについて反対理由として上げて、反対討論といたします。

**○議長（横井滋一君）**

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第42号を採決いたします。

議案第42号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第11・議案第43号（討論・採決）**

**○議長（横井滋一君）**

次に、日程第11・議案第43号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

**○46番（宮本和子君）**

国民健康保険税条例の反対討論を行います。

質疑でも明らかになりましたように、今回の国民健康保険税の改正は市民への負担増です。特に高齢者には、経過措置があるものの結局は負担増となり、高齢者は年金が削減をされ、医療費も負担増が予想される中で、雪だるま式の負担増となります。高齢者にこれ以上の負担は、生活を圧迫するものであり、許されるものではありません。愛西市が負担増の現状を明らかにして、保険税減免措置を拡充して、救済措置をとるべきでございます。よって、今回の国民健康保険税条例の反対討論といたします。

**○議長（横井滋一君）**

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第43号を採決いたします。

議案第43号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第44号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第12・議案第44号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○38番（永井千年君）

質疑の中で、合併前の八開村というあいまいな表現は変えるように求めましたけれども、検討がされるということですので、確実にその点実行していただくことを要望して、賛成といたします。

○議長（横井滋一君）

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第44号を採決いたします。

議案第44号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第45号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第13・議案第45号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○13番（真野和久君）

議案第45号について、今回の改正については政令の改正によるものでありますが、しかし、現実の問題として、現在消防団員の確保がなかなか難しい問題、また消防団員の過酷な状況などをかんがみますと、幾ら政令の改正とはいえ、今回の減額をしていくことはやはり問題があると考えます。

以上の点で反対をいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第45号を採決いたします。

議案第45号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第14・議案第46号（討論・採決）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第14・議案第46号：消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第46号を採決いたします。

議案第46号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

##### ○議長（横井滋一君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

去る3月定例議会の最終日におきましては短いごあいさつで、自分の意図することを申し上げましたが、いまして申し述べさせていただきます。

当初は58名で船出いたしました市議会も、皆様とともにこの13ヵ月歩んでまいりました。数々の出来事、また忘れることのできない思い出もございました。そして、私たちの役目も今まさに終わろうとしております。

よく言われます言葉に「袖触れ合うも多生の縁」と申します。13ヵ月、私たちは苦楽をともにしてまいりました。そして、その根底には、合併してよかったという愛西市づくりがあった

と思うわけでございます。そして、この16日より、また市議会選挙が始まります。大勢の皆様方が立候補され、大変な激戦が予想されるわけでございますけれども、志を抱いた以上、ぜひとも御当選されますよう心から念願する次第でございます。

また、5月よりは新議長さんのもと、そして八木市長さんと、行政・立法、それぞれつかず離れず、いわゆるすばらしいまちづくりのために頑張っていたきたい、そう願うものでございます。

また、私、この任期中、副議長さんを初め議員各位、そして市長さん、執行部の方々、また裏方として議会事務局、本当に皆様方に大変お世話になりまして、私の任期を全うすることができました。大変ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。そして、いま一度、この愛西市、私たち立場は違っても、それぞれ目指すはどこにも引けをとらない、名実ともにすばらしい愛西市のまちづくりかと存じます。そうした意味におきまして、皆様方、今後ともよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、御礼のごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

それでは、閉会する前に市長さんからも発言を求められておりますので、許可いたします。

#### ○市長（八木忠男君）

一言ごあいさつを申し上げます。

臨時会、すべての案件、御決定をいただきましてありがとうございました。

今、議長さんが感慨深くごあいさつをされたわけであります。正・副議長さんのもと、議員各位におかれまして、今日まで愛西市スタートから2年目を迎えるまでの間、本当に御支援、御協力をいただきましてありがとうございました。これもお話しありました、それぞれのお立場で進むべく道といたしますか、御決断をされて、それぞれの道を進んでいただくわけであります。どうぞそれぞれのお立場で御活躍、御健闘も御祈念を申し上げます。

いずれにしても、この議会で御病気の議員さんもお見えであるわけでありまして、そんなことを思いますと、いつも申し上げますように、健康に十二分に御留意をいただいて、これからの愛西市2年目、それぞれのお立場で御支援、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

ちょっと報告であります。実はきのうCBCテレビが、「合併1年」というような題だそうですね。4月20日6時20分ごろ、夕方ですが、放映をするということで、八開の緑の交通指導員さん、そして佐屋の湯の花の里、あるいは立田のふれあいの里、佐織の3番目の赤ちゃんが生まれました15万円のお祝い金のことなどの内容のようであります。また時間がありましたらごらんいただけたらと思います。

最後になりましたけれども、今後とも皆さん方のそれぞれの御健勝、御多幸をあわせて御祈念して、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（横井滋一君）

それでは、ここで皆様方にお許しをいただきまして、この最後の議会を記念いたしまして、愛西市の万歳をしたいと思います。

副議長に音頭をとっていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### ○副議長（渡辺治雄君）

議長よりお許しを得ましたので、愛西市の万歳の音頭をとらせていただきます。  
議員の任期もあと18日となりました。1年間、大変御苦労さんでございました。  
それでは、愛西市の万歳の三唱をとらせていただきますので、声高らかに御唱和のほどをお願いいたします。

〔万歳三唱〕

○議長（横井滋一君）

大変御苦労さまでございました。

それでは、これにて平成18年第1回愛西市議会臨時会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

午後4時25分 閉会



この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会  
議長

横井 滋一

会議録署名議員  
第13番議員

真野 和久

会議録署名議員  
第14番議員

鬼頭 勝治